

令和5年第1回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案1件

議案第24号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和5年第1回港区議会定例会追加議案の概要

議案第24号

【保健福祉支援部国保年金課】

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするほか、出産育児一時金の額を改定するものです。

○ 内 容

(1) 保険料率の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割	・ 所得割	
(医療分) 100分の7.16	(医療分) 100分の7.17	0.01
(支援金分) 100分の2.28	(支援金分) 100分の2.42	0.14
(介護分) 100分の2.02	(介護分) 100分の2.07	0.05
・ 均等割	・ 均等割	
(医療分) 4万2,100円	(医療分) 4万5,000円	2,900円
(支援金分) 1万3,200円	(支援金分) 1万5,100円	1,900円
(介護分) 1万6,600円	(介護分) 1万6,200円	△400円

※医療分とは、病気やけがをした際の診療費等の財源に充てるものをいいます。

※支援金分とは、後期高齢者医療制度の給付の財源に充てるものをいいます。

※介護分とは、介護サービスの財源に充てるものをいいます。

(2) 被保険者均等割額の減額措置の拡充

5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

(3) 保険料の賦課限度額の変更

現 行	改正案	増 減
(支援金分) 20万円	(支援金分) 22万円	2万円

(4) 出産育児一時金の額を引き上げます。

42万円 → 50万円

(5) その他規定の整備

○ 施行期日 令和5年4月1日